

薬 第 3728 号
令和 2 年 2 月 26 日

各 関係団体長 様

大阪府健康医療部長

近畿厚生局長あての毒物又は劇物の製造業又は輸入業に係る
申請又は届出の取扱いについて（依頼）

平素は、本府健康医療行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 1 日より第 8 次地方分権一括法に伴う毒物及び劇物取締法の改正があり、毒物又は劇物の製造業又は輸入業に係る登録権限が全て都道府県知事へ移譲されます。そのため、標記の取扱いを下記のとおり取りまとめましたので、貴団体会員に対しご周知いただきますようご協力をお願いいたします。

記

1. 申請

近畿厚生局長権限の毒物又は劇物の製造業又は輸入業に係る申請が生じた場合は、**3 月 16 日**（月）までに本府担当部署に申請手続きをお願いします。

なお、**3 月 17 日**以降**3 月 31 日**までの間に当該申請の必要が生じた場合は、あらかじめ本府担当部署にご連絡をお願いします。

2. 届出

3 月 1 日までに近畿厚生局長権限の毒物又は劇物の製造業又は輸入業に係る毒物劇物取扱責任者等の変更等が生じた場合は、本来は 3 月 **31 日**（※事後 30 日以内）までに届け出るところですが、可能な限り **3 月 16 日**（月）までの速やかな提出にご協力をお願いします。

薬務課麻薬毒劇物グループ 担当：久米、和田 TEL：06-6941-0351（内線 2559） FAX：06-6944-6701
